〇食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)(抜粋)

(食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる 事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び<u>自主的かつ合理的に選択</u> するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準 を定めなければならない。
 - 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
 - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

 $2 \sim 6$ [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 <u>食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をして</u> はならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

 $2 \overline{\sim 8}$ [略]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、<u>前条の規定による指示</u>又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 〔略〕

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示 事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用 に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するた め必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係の ある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、 書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場 所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳 簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることがで きる。

 $3\overline{\sim 9}$ 〔略〕

別紙 食品表示法、食品表示基準(抜粋)

〇食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) (抜粋)

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

[略]	
原材料名	1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。
	一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、 <u>その最</u>
	も一般的な名称をもって表示する。
	二
	2・3 〔略〕
[略]	

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

[略]			
輸入品以外の	原料原産地名	1 対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が	
加工食品	_	最も高い原材料(酒税の保全及び酒類業組合等に関する	
		法律 (昭和二十八年法律第七号) 第八十六条の六第一項	
		の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表	
		示することとされている原材料及び米穀等の取引等に	
		係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成	
		二十一年法律第二十六号)第二条第三項に規定する指定	
		米穀等(米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもち	
		を除く。)の原材料である米穀を除く。)をいう。以下	
		同じ。)の原産地を、原材料名に対応させて、次に定め	
		るところにより表示する。	
		一 対象原材料が生鮮食品であるもの(別表第十五	
		の2から5までに掲げるものを除く。)にあって	
		は、次に定めるところにより表示する。	
		イ 国産品にあっては国産である旨を、輸入品に	
		あっては原産国名を表示する。ただし、国産品	
		にあっては、国産である旨の表示に代えて次に	
		掲げる地名を表示することができる。	
		(イ) ~ (ハ) 〔略〕	
±△ → □	医女园 4	2~7 [略]	
輸入品	原産国名	原産国名を表示する。	